

合併特例区協議会のとりくみ

平成22年度 第3回 富合町合併特例区協議会

開催日:6月16日(水) 場所:富合総合支所 大会議室

協議 1. 集落内開発制度と今後の都市計画について

- 熊本市が政令指定都市に移行すると、市域を含む都市計画区域は線引きが必須となり、富合町においても市街化区域と市街化調整区域に区分されます。計画的な市街化を図るため、市街化調整区域においては建築が制限されます。そのため、農村集落の定住促進と既存集落のコミュニティの活性化に対する取り組みが必要である。平成22年4月1日より「集落内開発制度」が施行され、富合地区でも対象集落調査が開始されています。
- 市街化調整区域の集落内開発制度
市街化調整区域において、指定された区域内で特定の用途の建築物を可能とする制度で下記の4種類の用途については建築可能になります。

戸建て住宅	共同住宅
人的要件を廃し、誰でも建築が可能となる。	1戸の床面積50㎡以上
建築基準法上の道路	建築基準法上の道路
店舗併用住宅	日用品販売店舗
日常生活に必要な店舗(コンビニ、理容店等)が可能	通常規模のコンビニや小規模なスーパーが可能
建築基準法上の道路(敷地外周の1/6以上接すること)	幅員9m以上で、歩道を有する道路(敷地外周の1/6以上接すること)
店舗部分の床面積は150㎡以下かつ1階の2分の1以上 敷地の10%以上の緑地	

○今後の流れとしては

- ・県が平成24年4月1日を目標に、都市計画区域の再編並びに区域区分を決定する。
- ・今後の熊本市の調査結果を都市計画区域の再編に関する県との協議に活用する。
- ・同時に熊本市は用途地域の指定並びに集落内開発制度の区域指定を行う。

以上、「集落内開発制度と今後の都市計画について」詳細に都市計画課より説明がありました。制度内容については様々な質問もあり、今後も説明会の実施などを要望しました。

報告 1. 警報等発令時の待機態勢について

熊本市の水防態勢と富合支所内の警報等発令時の待機態勢の報告がありました。

次回富合町合併特例区協議会開催 7月14日(水) 午前10時～ 富合総合支所大会議室

富合新駅について

JR鹿兒島線の「富合新駅」(仮称)は平成22年7月1日より建設工事に着手。完成予定は平成23年2月。九州新幹線全線開業に合わせて供用開始予定。